

## 4-5 爆発物原料の保管

警察庁から、爆発物の原料となり得る化学物質の管理強化について、平成 27 年と平成 30 年に依頼がありました。近年、学校等に保管されている爆発物の原料となり得る化学物質を窃取し、爆発物製造を企てる事案等が発生しており、今後、爆発物を使用したテロ等の違反行為が行われる可能性も否定できないため、保管管理を強化する必要があります。本学では爆発物原料の保管について以下のように要項で定めています。

### 要項第 2 条(適用範囲)

(14) 爆発物原料(「爆発物の原料となりうる化学物質の管理強化について」(平成 30 年 12 月 13 日付け警察庁丁備企発第 247 号)に規定する爆発物の原料となり得る化学物質をいう。)

### 要項第 13 条(爆発物原料の保管等)

化学物質管理責任者は、爆発物原料を施錠できる保管庫に保管し、保管庫の鍵を責任をもって管理するとともに、常時、施錠しなければならない。

対象の化学物質 11 物質のうち、劇物に該当する 6 物質(塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素)は、「2. 毒物及び劇物の保管劇物の保管」に従って管理してください。残りの 5 物質(硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン、硝酸カリウム)についても、劇物と同様施錠できる保管庫に保管、使用記録簿を作成して、紛失・盗難を防止してください。